

日弁連総第81号
平成20年(2008年)2月4日

内閣府特命担当大臣(防災) 泉 信也 殿

日本弁護士連合会
会長 平山 正 剛
関東弁護士会連合会
理事長 川 村 延 彦
新潟県弁護士会
会長 藤 田 善 六

申 入 書

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用につき、以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

平成19年(2007年)新潟県中越沖地震につき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律(以下「権利保全特別措置法」という。)第2条第1項の特定非常災害として指定するとともに、別紙1の適用地域一覧表に記載の地域を、権利保全特別措置法第6条(民事調停法による調停申立手数料の特例措置)の適用地区と定める旨の政令が制定されるよう取りはかられたい。

第2 申入れの理由

1 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震の発生による甚大な被害と権利保全特別措置法第2条第1項に基づく特定非常災害の指定について

平成19年(2007年)7月16日午前10時23分、新潟県中越沖を震源として発生した平成19年(2007年)新潟県中越沖地震は、マグニチュード6.8、柏崎市、柏崎市西山地区、刈羽郡刈羽村、長岡市小国地区で最大震度6強を記録し、これら各地区をはじめとする新潟県中越地域に甚大な損害を与えた。平成20年(2008年)1月31日現在の被害の概要は別紙2の一覧表記載のとおりであり、とりわけ住家被害の総数は4万1803棟、非住家被害の総数は

3万1101棟に及んでいる。

かかる甚大な被害に鑑みれば，平成19年（2007年）新潟県中越沖地震による災害について，権利保全特別措置法第2条第1項に基づく特定非常災害として指定するのが相当であるので，申入れの趣旨のように取りはかられたい。

2 権利保全特別措置法第6条の適用について

- (1) 新潟県弁護士会では，関東弁護士会連合会，日本弁護士連合会の協力も得て，地震発生から比較的時間もない平成19年（2007年）7月23日から日曜，休日を除く毎日，被災者を対象とする電話無料相談を開設し，また，同年8月4日からは，毎週土曜日に柏崎市や刈羽村など現地での無料法律相談会を実施した。電話無料相談は9月末まで，現地無料相談会は11月24日まで開き，このうち11月17日は，司法書士会，土地家屋調査士会など12団体の合同相談会として実施した。また，平成16年（2004年）新潟県中越大震災をきっかけに新潟県長岡市に開設された「震災復興をめざす中越ひまわり基金法律事務所（杉岡麻子所長）」では，事務所開設の趣旨をふまえて，今回の中越沖地震後は，同地震に関連する被災者からの無料電話相談に応じた。
- (2) 新潟県弁護士会では，相談会や電話相談の相談内容を分析して一覧表にまとめている（別紙3）。これをみると，建物や工作物の倒壊等による近隣問題が相談の半数近くを占めるほか，境界問題，借地借家問題，工事の欠陥問題など，震災を起因とする相談当事者と他者との軋轢，紛争が明確に存在するか，または伏在する問題が多くを占めていた。
- (3) したがって，平成19年（2007年）新潟県中越沖地震により，被災地区において借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがあることは明らかである。
- (4) こうした案件は，その多くが，隣人間，不動産賃貸借当事者間といった，比較的濃厚かつ継続的であり，友好的に推移することが望まれる人間関係の中で，たまたま発生した災害によってもたらされた紛争原因であり，話し合い等による解決が求められる事案である。特に，地域に固着している者が少なくなく，相互に数世代に渡って隣人関係にある事例も稀ではない。したがって，こうした紛争の解決がめざされる場合には，互譲による円満な方向性が望まれるし，現に相談会においてそういう考えを示す相談者も相当数にのぼっていた。
- (5) 上記のような各種の悩みを抱える当事者の中には，地震によって多額の経済的負担を受けたり職を失ったりするなど経済的に困窮またはそうでなくても余裕を失っている者も少なくないであろうことは容易に想像される。
- (6) 以上の次第であり，こうした紛争にかかる民事調停の申立ての際に申立ての手数料を納めることを要しないとの取扱いが必要かつ適切であることは明らか

であって、権利保全特別措置法第6条の適用がなされるべきであるから、申入れの趣旨のように取りはかられたい。

3 適用地区について

- (1) 別紙被害状況表は、新潟県下の各市町村から、新潟県中越沖地震災害対策本部宛て報告がなされた被害報告に基づいて作成されたものであり、現段階では最も信用性の高い資料である。

権利保全特別措置法第6条については、借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがあることを要件とするが、借地借家関係は例示であり、これにとどまらず、広く隣人その他の社会的接触関係にある者同士の法的紛争全体を想定しているし、人的被害、住家、非住家、崖崩れ等、さらにはこれらに起因する契約上の問題も調停の対象となりうることから、適用地域指定に当たっては、被害の対象及びその程度をできるだけ拡げて検討すべきである。

- (2) 権利保全特別措置法第6条は、「特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき……民事調停法による調停の申立てをする場合」に適用されるものである。このような地区指定は、主としてこれによって当該被災者の範囲を特定する趣旨であって、これによって被害が少ない地区の被災者の申立てを排除する趣旨ではない。そもそも地震のように広範な地域地区に瞬間的に甚大な被害が発生する災害にあって、人為的な行政的境界線を機械的にあてはめて救済規定の適用の有無を峻別することに格別の合理性があるとは考えられない。以上のようなことからすれば、抽象的にはすべての被災者がその適用対象とされるべきものとさえ考えられる。

加えて、本法の適用地域の広狭は、それ自体として財政負担に差異をもたらすものではなく、広く適用されることにより国家的財政負担が増えることはないと思われる。

したがって、同法の地区指定に当たっては、該当事例発生の可能性があり、できるだけ広くこれを行うべきものである。

- (3) 別紙適用地域一覧表は、原則として半壊以上の住家被害が発生している地区を対象とした。ただし、一部損壊や非住家損害についても、既存あるいは借地借家問題での紛争が懸念されるので、両者の合計棟数が10を超えている地域は、これを対象とした。

4 適用時期及び期間について

同法については、可及的速やかに指定措置が講じられるべきである。

また、同法の適用期間については、最大限の期間とされることが望ましいことは論をまたないから、平成22年(2010年)7月16日までとされるべきである。

以上

(別紙1) 適用地域一覧表

		災害救助法 適用	激甚災害法 指定	半壊以上の 住家	10棟以上の 一部損壊	重軽傷者
1	長岡市					
2	柏崎市					
3	小千谷市					
4	上越市					
5	三島郡出雲崎町					
6	刈羽郡刈羽村					
7	十日町市					
8	燕市					
9	南魚沼市					
10	三条市					
11	新潟市					
12	魚沼市					
13	妙高市					
14	北魚沼郡川口町					
15	見附市					



新潟県中越沖地震による被害情報について、市町村等から報告のあったものを取りまとめましたのでお知らせします。

住家被害の合計は 41,803 棟です。

新潟県災害対策本部
平成20年1月31日 15:00現在

○ 被害総数

区分	人的被害(人)			住家被害								非住家被害 公共施設 +その他 棟	
	死者	行方 不明	重軽傷者	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊			被害認定 進捗状況
				棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯		
新潟県計	15	0	2,316	1,320	1,321	857	857	4,785	4,793	<u>34,841</u>	<u>34,888</u>	—	<u>31,101</u>

○ 各市町村別の被害

区分	人的被害(人)			住家被害								非住家被害 公共施設 +その他 棟	
	死者	行方 不明	重軽傷者	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊			被害認定 進捗状況
				棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯		
新潟市			9			1	1			61	61		20
長岡市			243	10	10	27	27	426	426	5,661	5,661		2,096
三条市			32					1	1	104	104		1
柏崎市	14		1,664	1,110	1,110	675	675	3,849	3,849	22,510	22,510		24,214
小千谷市			40							237	237		69
十日町市			8	1	1			14	16	224	264		114
燕市			10	2	2	1	1	12	12	<u>834</u>	<u>834</u>		<u>203</u>
妙高市			0					2	2	33	34		12
上越市			158	14	15	1	1	61	67	2,637	2,636		1,716
魚沼市			6							6	6		20
南魚沼市			4							17	17		6
出雲崎町			10	17	17	16	16	114	114	1,384	1,391		326
川口町								1	1	8	8		
刈羽村	1		116	166	166	136	136	305	305	650	650		2,214
加茂市			0										7
湯沢町			1										
見附市			14							468	468		74
佐渡市			0										1
阿賀野市			0							1	1		1
糸魚川市			1							6	6		7

※ 数値については速報値であり、今後変更される可能性があります。

※ 被災者については、被災地別で計上（例：A町の住民がB町において被災及び発症した場合、B町における計上とする。）

○被害の詳細について

(1) 柏崎市

- 76歳男性が建物の下敷きになって死亡。
- 72歳女性が建物の下敷きになって死亡。
- 78歳女性が建物の下敷きになって死亡。
- 81歳女性が建物の下敷きになって死亡。
- 83歳男性が建物の下敷きになって死亡。
- 83歳男性が建物の下敷きになって死亡。
- 77歳女性外傷性硬膜下血腫により死亡。
- 71歳女性が建物の下敷きになって死亡。
- 76歳男性が建物の下敷きになって死亡。
- 47歳男性が熱傷により死亡。
- 62歳男性が被災によるストレスのため急性心筋梗塞で死亡。
- 70歳女性が被災によるストレスのため脳出血で死亡。
- 59歳男性が被災によるストレスのため胃潰瘍(大量出血)で死亡。
- 59歳男性が地震や長期入院によるストレスのため死亡。

(2) 刈羽村

- 79歳女性が建物の下敷きになって死亡。

○災害救助法の適用状況について

平成19年7月16日、以下の市町村に対し、災害救助法の適用を決定。

- 長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、出雲崎町、刈羽村
- 三条市、十日町市、燕市、南魚沼市（合計10市町村）

○市町村災害対策本部設置状況

県内13市町村において災害対策本部を設置

- (設置中)
- 長岡市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村

(解散済み)

- 新潟市、三条市、小千谷市、上越市、南魚沼市、燕市、川口町
- 見附市、十日町市

平成19年11月17日 新潟県中越沖地震被災者士業合同無料相談件数表

	相談内容	件数	行政書士	建築士	公証人	公認 会計士	司法書士	社会保険 労務士	税理士	中小企業 診断士	土地家屋 調査士	不動産 鑑定士	弁護士	その他
1	近隣問題(建物・塀・擁壁・工作物の損壊、土砂崩れ、物の落下)	17		4							3		10	
2	近隣問題(境界)	3									2		1	
3	墓石の損壊	1											1	
4	借家(修繕費負担、賃料支払)	0												
5	借家(明渡し請求、滅失の有無)	0												
6	借家(その他)	0												
7	借地(修繕費負担)	0												
8	借地(建物滅失ケース)	0												
9	借地(その他)	2											2	
10	工事の欠陥(建築、宅造等)	3											3	
11	住宅ローン	3				1	2							
12	クレ・サラ	0												
13	債務の返済	0												
14	借入の可否	1				1								
15	労働問題	0												
16	公的支援、行政認定	1											1	
17	その他の法律相談	7					2				1	1	3	
18	震災外の法律相談	0												
19	その他の生活再建支援	0												
20	被災車両の税金延納	0												
21	相続遺言に関する相談	12	1		1	1	5						4	
22	公証手続	1			1									
23	中越沖地震復興基金関連	3	1				1						1	
24	建築関係一般	4		4										
25	労災保険、雇用保険、健康保険	0												
26	登記関係(会社、不動産)	1					1							
27	年金関係	0												
28	地価水準	0												
29	中小企業への融資関係	0												
30	事業閉鎖	0												
31	事業承継	0												
32	確定申告の雑損控除	3				3								
33	その他の税務相談	7	1			1			5					
		69	3	8	2	7	11	0	5	0	6	1	26	0

中越沖地震現地面接相談件数表

		8/4	8/11	8/18	8/25	9/1	9/8	9/15	9/22	9/29	10/6	10/13	10/20	10/27	11/10	11/17	11/24		
		土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	日		
1	近隣問題（建物・塀・擁壁・工作物の損壊・土砂崩れ・物の落下）	3	9	13	11	9	8	5	5	2	2		1	2	3	土 業 合 同 相 談 の 為 別 表	3	76	
2	近隣問題（境界）	1			1		1		1			1							5
3	墓石の損壊		1	1							1								3
4	借家（修繕費負担、賃料支払）																		0
5	借家（明渡請求、滅失の有無）	2	1			1													4
6	借家（その他）				2										1				3
7	借地（修繕費負担）				1														1
8	借地（建物滅失ケース）			1															1
9	借地（その他）								1		1		1						3
10	工事の欠陥（建築、宅造等）		2	5	2	1			1		1	1			1				14
11	住宅ローン																		0
12	クレ・サラ	1				1	1								2			1	6
13	債務の返済		1										1						2
14	借入の可否																		0
15	労働問題																		0
16	公的支援、行政認定		1		1	1	1		2	1					2				9
17	その他	1	2		1	2	5	2	3			3	3	3	1				26
18	震災外	1		1	5	1					1	1			5				15
	計	9	17	21	24	16	16	7	12	4	5	7	5	6	15	0	4	168	

中越沖地震電話相談分類件数表

		7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/30	7/31		8/1	8/2	8/3	8/4	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/16	8/17	8/18	8/20	8/21				
		月	火	水	木	金	土	月	火		水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	木	金	土	月	火				
1	近隣問題（建物・塀・擁壁・工作物の損壊・土砂崩れ・物の落下）	3		3	3	1	1	3	2	16	2	1	1	1	3	相談 0 件	2	3	4	1	相談 0 件	相談 0 件			1	1			
2	近隣問題（境界）		1							1				1															
3	墓石の損壊									0																			
4	借家（修繕費負担、賃料支払）				1					1	1																		
5	借家（明渡請求、滅失の有無）							1		1																			
6	借家（その他）			1		1				2	1																		
7	借地（修繕費負担）									0																			
8	借地（建物滅失ケース）	1								1																			
9	借地（その他）									0																1			
10	工事の欠陥（建築、宅造等）		1							1																	1		
11	住宅ローン									0																			
12	クレ・サラ									0																			
13	債務の返済									0																			
14	借入の可否									0																			
15	労働問題									0																			
16	公的支援、行政認定									0									1										
17	その他		2		1			2	1	6	2		1					1											
18	震災外									0																			
	計	4	4	4	5	2	1	6	3	29	5	2	2	1	4	0	3	4	4	1	0	0	1	2	1				

中越沖地震電話相談分類件数表

		8/22	8/23	8/24	8/25	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31		9/1	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/18
		水	木	金	土	月	火	水	木	金		土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	火
1	近隣問題（建物・塀・擁壁・工作物の損壊・土砂崩れ・物の落下）			1	3	2		1		27			2												1
2	近隣問題（境界）	1								相	2	相		相	相		相	相	相			相		相	
3	墓石の損壊									談	0	談		談	談		談	談	談			談		談	
4	借家（修繕費負担、賃料支払）			1						0	2	0		0	0		0	0	0			0		0	
5	借家（明渡請求、滅失の有無）									件	0	件		件	件		件	件	件			件		件	
6	借家（その他）									1					1										
7	借地（修繕費負担）									0															
8	借地（建物滅失ケース）									0															
9	借地（その他）									1															
10	工事の欠陥（建築、宅造等）									1															
11	住宅ローン									0															
12	クレ・サラ									0															
13	債務の返済									0															
14	借入の可否									0															
15	労働問題									0															
16	公的支援、行政認定									1											1				
17	その他		1			1	1		1	8										1			1		
18	震災外									0															
	計	1	1	2	3	3	1	1	1	0	43	0	2	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1

中越沖地震電話相談分類件数表

		9/19	9/20	9/22	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	
		水	木	土	火	水	木	金	土	
1	近隣問題（建物・塀・擁壁・工作物の損壊・土砂崩れ・物の落下）			1						4
2	近隣問題（境界）	相	相		相	相	相	相	相	0
3	墓石の損壊	談	談		談	談	談	談	談	0
4	借家（修繕費負担、賃料支払）	0	0		0	0	0	0	0	0
5	借家（明渡請求、滅失の有無）	件	件		件	件	件	件	件	0
6	借家（その他）									1
7	借地（修繕費負担）									0
8	借地（建物滅失ケース）									0
9	借地（その他）									0
10	工事の欠陥（建築、宅造等）									0
11	住宅ローン									0
12	クレ・サラ									0
13	債務の返済									0
14	借入の可否									0
15	労働問題									0
16	公的支援、行政認定									1
17	その他									2
18	震災外									0
	計	0	0	1	0	0	0	0	0	8